

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和2年2月13日(2020.2.13)

【公表番号】特表2019-537753(P2019-537753A)

【公表日】令和1年12月26日(2019.12.26)

【年通号数】公開・登録公報2019-052

【出願番号】特願2019-527513(P2019-527513)

【国際特許分類】

G 02 B 5/22 (2006.01)

G 02 B 5/20 (2006.01)

E 06 B 9/24 (2006.01)

【F I】

G 02 B 5/22

G 02 B 5/20

E 06 B 9/24 Z

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月28日(2019.11.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の離間した第1の領域を含む光制御フィルムであって、各第1の領域は、約300nm～約400nmの第1の波長範囲、約400nm～約700nmの第2の波長範囲、及び約700nm～約1200nmの第3の波長範囲のうちの1つ又は2つにおいて実質的に低い透過率を有し、残りの波長範囲において実質的に高い透過率を有し、前記光制御フィルムは、所定の第1の方向に沿って約70度未満の第1の視野角を含む、光制御フィルム。

【請求項2】

複数の離間した第1の領域、及び第2の領域を含む光制御フィルムであって、各第1の領域は、幅W及び高さH、H/W=1を有し、各第1の領域は、所定の第1の波長範囲において実質的に高い透過率を有し、所定の重複しない第2の波長範囲において実質的に低い透過率を有し、前記第2の領域は、前記所定の第1及び第2の波長範囲のそれぞれにおいて実質的に高い透過率を有し、前記第2の領域は、前記第1の領域と交互になった複数の第2の領域区分を含む、光制御フィルム。

【請求項3】

複数の離間した第1の領域、及び第2の領域を含む光制御フィルムであって、前記光制御フィルムの平面に対して垂直に入射する光については、

前記光制御フィルムの平均光透過率が、より短い波長を有する所定の第1の波長範囲において約10%未満であり、

前記光制御フィルムの平均光透過率が、より長い波長を有する所定の第2の波長範囲において約50%超であり、

前記光制御フィルムの前記平面から約30度以上で入射する光については、

前記光制御フィルムの平均光透過率が、前記所定の第1及び第2の波長範囲のそれぞれにおいて約20%未満である、

光制御フィルム。

【請求項 4】

複数の離間した第1の領域、及び第2の領域を含む光制御フィルムであって、前記光制御フィルムに入射する光の入射角が前記光制御フィルムの平面に対して約90度から約60度に変化するとき、前記光制御フィルムの平均光透過率は、

より短い波長を有する所定の第1の波長範囲においては、約10%未満に、及び
より長い波長を有する所定の第2の波長範囲においては、約40%超に、
変化する、光制御フィルム。